

付表：双信電機グループ環境管理物質リスト

(1) 使用禁止物質（双信電機グループに納入する製品／包装材料（弊社製品を包装する用途 ※弊社へ納入する際の包装材は除く）への含有を禁止する化学物質

No.	対象化学物質／物質群	対象	閾値	主な参照法規	備考
1	カドミウム／カドミウム化合物	電池を除く全製品	均質材料中の0.01重量%(100ppm)	EU RoHS指令/ELV規則 等	閾値を超過して含有する場合に適用される除外項目はEU RoHS指令附属書III及びIVに準拠する
		電池	電池総重量中の20ppm	EU 電池規則	
		包装材料	0.01重量%(100ppm)	EU 包装材料指令	
2	鉛／鉛化合物	電池を除く全製品	均質材料中の0.1重量%(100ppm)	EU RoHS指令/ELV規則 等	閾値を超過して含有する場合に適用される除外項目はEU RoHS指令附属書III及びIVに準拠する
		電池	電池総重量中の100ppm	EU 電池規則	
		包装材料	0.01重量%(100ppm)	EU 包装材料指令	
3	水銀／水銀化合物	電池を除く全製品	均質材料中の0.1重量%(100ppm)	EU RoHS指令/ELV規則 等	閾値を超過して含有する場合に適用される除外項目はEU RoHS指令附属書III及びIVに準拠する
		電池	電池総重量中の5ppm	EU 電池規則	
		包装材料	0.01重量%(100ppm)	EU 包装材料指令	
4	六価クロム化合物	全製品	均質材料中の0.1重量%(100ppm)	EU RoHS指令/ELV規則 等	閾値を超過して含有する場合に適用される除外項目はEU RoHS指令附属書III及びIVに準拠する
		包装材料	0.01重量%(100ppm)	EU 包装材料指令	
5	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)	全製品	均質材料中の0.1重量%(100ppm)	EU RoHS指令 等	
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	全製品	均質材料中の0.1重量%(100ppm)	EU RoHS指令 等	
7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	全製品	均質材料中の0.1重量%(100ppm)	EU RoHS指令	
8	フタル酸ジブチル (DBP)	全製品	均質材料中の0.1重量%(100ppm)	EU RoHS指令	
9	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	全製品	均質材料中の0.1重量%(100ppm)	EU RoHS指令	
10	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	全製品	均質材料中の0.1重量%(100ppm)	EU RoHS指令	
11	フタル酸エステル類 グループ1 (BBP、DBP、DEHP、DIBP)	包装材料	フタル酸エステルの合計として可溶性した材料中の0.1重量%(100ppm)	REACH規則附属書XVII (制限物質)	
12	デクロランプラス	全製品	意図的添加 (使用禁止)	EU POPs規則、化審法	
13	UV-328	全製品	意図的添加 (使用禁止)	EU POPs規則、化審法	
14	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩	全製品	意図的添加もしくはPFHxSとその塩の合計で成形品中の25ppb	EU POPs規則、化審法	
15	PFHxS関連物質	全製品	意図的添加もしくはPFHxS関連物質またはそれらの組み合わせで成形品中の1000ppb	EU POPs規則	
16	中鎖塩素化パラフィン(MCCP)炭素数 14から17までの範囲の塩素含有量が45重量%以上のもの	全製品	意図的添加 (使用禁止)	POPs条約、化審法	
17	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類) および特定代替品	全製品	意図的添加 (使用禁止)	REACH規則附属書XVII (制限物質)、化審法	
18	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	全製品	意図的添加 (使用禁止)	REACH規則附属書XVII (制限物質)	
19	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN類)	全製品	意図的添加 (使用禁止)	EU POPs規則、化審法	
20	トリブチルスズオキシド (TBTO)	全製品	意図的添加 (使用禁止)	REACH規則附属書XVII (制限物質)、化審法	
21	二置換有機スズ化合物	全製品	意図的添加もしくは成形品 (部品) 重量に対するスズ元素の濃度で0.1重量%(1000ppm)	REACH規則附属書XVII (制限物質)、化審法	
22	ジブチルスズ化合物 (DBT)	全製品	成形品 (部品) 重量に対するスズ元素の濃度で0.1重量%(1000ppm)	REACH規則附属書XVII (制限物質)、化審法	
23	ジブチルスズ化合物 (DOT)	(1) 皮膚と接触することを意図する織物/皮革製品	成形品 (部品) 重量に対するスズ元素の濃度で0.1重量%(1000ppm)	REACH規則附属書XVII (制限物質)	
		(2) 育児製品			
		(3) 二液性室温硬化モールドングキット (RTV-2シラントモールドングキット)			
24	短鎖型塩化パラフィン類 (C10-C13)	全製品	意図的添加もしくは成形品中の0.1重量%(1000ppm)	EU POPs規則、化審法	
25	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩	全製品	意図的添加もしくはPFOSとその塩の合計で成形品や混合物中の25ppb	EU POPs規則、化審法	
26	PFOS関連物質	全製品	意図的添加もしくはPFOS関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の1000ppb	EU POPs規則、化審法	
27	ペルフルオロオクタタン酸 (PFOA) とその塩	全製品	意図的添加もしくはPFOAとその塩の合計で成形品や混合物中の25ppb	EU POPs規則、化審法	
28	PFOA関連物質	全製品	意図的添加もしくはPFOA関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の1000ppb	EU POPs規則、化審法	
29	C9-C14 PFCAs及びその塩	全製品	C9-C14のPFCA及びその塩の合計で成形品や混合物中の25ppb	REACH規則附属書XVII (制限物質)	
30	C9-C14 PFCA関連物質	全製品	C9-C14のPFCA関連物質の合計で成形品や混合物中の260ppb	REACH規則附属書XVII (制限物質)	
31	フッ素系温室効果ガス (PFC、SF6、HFC)	全製品	意図的添加 (使用禁止)	EU F-Gas規則	当社が個別に定めた納入品については除外
32	アスベスト類	全製品	意図的添加 (使用禁止)	REACH規則附属書XVII (制限物質)、安衛法	
33	オゾン層破壊物質 (CFC、Halon、HBCF、HCFC等)	全製品	意図的添加 (使用禁止)	モンリオール議定書、オゾン層保護法	
34	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	全製品	意図的添加 (使用禁止)	化審法	
35	ジメチルアマレート (フタル酸ジメチル)	全製品	部品中の0.1ppm	REACH規則附属書XVII (制限物質)	
36	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	全製品	意図的添加もしくは成形品中の75ppm	EU POPs規則、化審法	
37	多環芳香族炭化水素 (PAH)	全製品	プラスチックまたはゴム部品中の1ppm	REACH規則附属書XVII (制限物質)	
38	デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	全製品	意図的添加 (使用禁止)	EU POPs規則、化審法、米国 有害物質規制法 (TSCA)	
39	リン酸トリス (4-イソプロピルフェニル) (PIP (3:1))	全製品	意図的添加 (使用禁止)	米国 有害物質規制法 (TSCA)	
40	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール	全製品	意図的添加 (使用禁止)	米国 有害物質規制法 (TSCA)	
41	ヘキサクロロブタジエン (HCBD)	全製品	意図的添加 (使用禁止)	米国 有害物質規制法 (TSCA)	
42	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	全製品	意図的添加 (使用禁止)	米国 有害物質規制法 (TSCA)	
43	ペンタクロロフェノールとその塩およびエステル	全製品	PCP (その塩とエステルを含む) の意図的添加もしくは成形品や混合物中の5ppm	EU POPs規則、化審法	
44	赤リン (防湿コート未処理品)	全製品	意図的添加 (使用禁止)	顧客要求等	
45	ヘキサクロロベンゼン (HCB)	全製品	意図的添加 (使用禁止)	EU POPs規則、化審法	
46	長鎖ペルフルオロカルボン酸(PFCA)、その塩及び関連物質(PFCA) (炭素数15から21)	全製品	意図的添加 (使用禁止)	POPs条約、化審法	
47	ヒ素化合物	包装材料 (木材防腐剤)	意図的添加 (使用禁止)	REACH規則附属書XVII (制限物質)	
48	塩化ニッケル	包装材料 (乾燥剤)	意図的添加 (使用禁止)	REACH規則附属書XVII (制限物質)	
49	1~7個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH)	包装材料、印刷物	インキ中の0.1重量%(1000ppm)	フランス循環経済法	
50	3~7個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH)	包装材料、印刷物	インキ中の0.1重量%(1000ppm)	フランス循環経済法	
51	16~35個の炭素原子をもつ鉱物油飽和炭化水素 (MOSH)	包装材料、印刷物	インキ中の0.1重量%(1000ppm)	フランス循環経済法	

(2) 含有管理物質（双信電機グループに納入する製品への含有有無、含有量や使用部位、用途等の把握を必要とする化学物質

1	ポリ塩化ビニル (PVC) およびPVC混合物	全製品	材料中の塩素含有合計で0.1重量%(1000ppm)	顧客要求等	
2	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	全製品	意図的添加	REACH規則附属書XVII (制限物質)	
3	フタル酸ジイソニル(DINP)	全製品	均質材料中の0.1重量%(1000ppm)	REACH規則附属書XVII (制限物質)	
4	フタル酸ジイソデシル(DIDP)	全製品	均質材料中の0.1重量%(1000ppm)	REACH規則附属書XVII (制限物質)	
5	フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)	全製品	均質材料中の0.1重量%(1000ppm)	REACH規則附属書XVII (制限物質)	
6	フタル酸ジn-ヘキシル(DnHP)	全製品	均質材料中の0.1重量%(1000ppm)	REACH規則附属書XVII (制限物質)	
7	デカブロモジフェニルエタン (DBDPE)	全製品	意図的添加	カナダ 2012年特定有害物質禁止規則	
8	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxA)、その塩および関連物質	全製品	意図的添加	REACH規則、顧客要求	
9	塩素系難燃剤 (CFR)	①積層プリント配線基板を除くプラスチック材料	①プラスチック材料中の塩素の0.1重量%(1000ppm)	IEC61249-2-21等	
		②積層プリント配線基板	②積層プリント配線基板中の塩素の含有量合計で0.09重量%(900ppm)		
10	臭素系難燃剤 (PBB類、PBDE類、およびHBCDDを除く)	①積層プリント配線基板を除くプラスチック材料	①プラスチック材料中の塩素の0.1重量%(1000ppm)	IEC61249-2-21等	
		②積層プリント配線基板	②積層プリント配線基板中の塩素の含有量合計で0.09重量%(900ppm)		
11	低分子環状シロキサン (D4~D6)	全製品	意図的添加	顧客要求等	
12	酸化ベリリウム	全製品	意図的添加	顧客要求等	
13	ニッケルおよびその化合物	全製品	意図的添加	顧客要求等	
14	4,4'-イソプロピルデンジフェニノール (ビスフェノールA)	全製品	意図した使用または成形品中の0.1重量%(1000ppm)	REACH規則 認可候補物質リスト 等	
15	REACH規則 認可対象候補物質 (SVHC)	全製品	成形品中の0.1重量%(1000ppm)	REACH規則 認可候補物質リスト 等	
16	ホルムアルデヒド	全製品	意図的添加 (材料中に75ppm)	REACH規則附属書XVII (制限物質)	
17	過塩素酸塩	全製品	製品の0.006ppm	顧客要求等	
18	放射性物質	全製品	意図的添加	顧客要求等	
19	ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物 (PFAS)	全製品	意図的添加	米国 有害物質規制法 (TSCA) PFAS報告規則 等	

※当リスト記載以外の物質についても各国製品含有法規制および各種業界標準等で禁止されている物質については、基準の順守をお願いします。

改定日	主な変更点
2016年4月1日	①下記5点を管理物質から使用禁止物質へ移行 ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)、フタル酸ビス (DEHP)、フタル酸ジブチル (DBP)、フタル酸ブチルベンジル (BBP)、フタル酸ジイソブチル (DIBP) ②ジブチルスズ化合物(DBT)の除外対象を削除 ③電池使用禁止物質を削除
2018年9月1日	①閾値レベルをIEC62474とchemSHERPAにあわせて見直し ②(3) 包装材料使用禁止物質にフタル酸エステル類 (DEHP、DBP、BBP、DIBP) を追加
2021年10月30日	①使用禁止物質にNo.3 1～3 9の物質を追加 ②使用禁止閾値レベルをppm表現に統一 ③使用禁止閾値の規制内容を「意図的添加」から「使用禁止」に変更 ④No.2 0 オゾン層破壊物質項リンク先の修正 ⑤No.6～8 使用禁止閾値を「スズ換算値」を追記 ⑥RoHS指令による適用除外項目に6 (b) 追加 ⑦改定履歴を文書の先頭に移動 ⑧意図的添加使用禁止を使用禁止に変更
2021年12月17日	①使用禁止物質No.37 低分子環状シロキサンからD3を削除しD4,D5,D6に変更。 ②使用禁止物質No.37 CASの誤記 107-45-0を削除。
2023年4月1日	(1) 使用禁止物質に以下の4物質を追加 ①1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン("デクロランプラス"™) ②2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ビス(1,1-ジメチルプロピル)フェノールUV-328 ③ペルフルオロヘキサンスルホン酸 ④ペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs)とその塩及び関連物質 ⑤chemSHERPAツールでの各国法規制順守確認のお願いを追加 ⑥付表(1)-1:見直し「RoHS除外コード一覧表」へのリンクアドレスを記載 (2) 管理物質に以下の6物質を追加 ①中鎖塩素化パラフィン(MCCP) C14からC17までの範囲の塩素含有量が45重量%以上 ②1,2,5,6-テトラプロモシクロオクタン ③テトラクロロエチレン ④ピグメントバイオレット29 (PV29) 3,4,9,10-ペリレンテトラカルボン酸ジイミド ⑤塩化メチレン/ジクロロメタン ⑥REACH SVHCアドレスを記載 (3) 包装材料使用禁止物質 以下の1物質を追加 ①1～7個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH)
2026年1月1日	PDF形式からExcel形式に変更し全面改定 (1)参照法規を追加 (2)使用禁止物質へ以下を追加 中鎖塩素化パラフィン(MCCP) C14からC17までの範囲の塩素含有量が45重量%以上 長鎖ペルフルオロカルボン酸 (C15-C21 LC-PFCAs) とその塩及び関連物質 1～7個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH) インキ中の質量濃度0.1%超 3～7個の芳香環からなる鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH) インキ中の質量濃度0.0001%超 炭素数16～35の鉱物油飽和炭化水素 (MOSH) インキ中の質量濃度0.1%超